



秩父別町 住宅等除却費補助金

令和7年度

申請受付期間:令和7年4月1日～令和8年2月27日



住環境の保全と地震や雪害による倒壊等の被害を未然に防ぎ、安全安心なまちづくりに寄与するため、老朽化した住宅の除却費用の一部を助成します。

【補助の対象となる要件】

- 本町の区域内に所在し、既に空家であるか、又は、今後居住する予定のない住宅であること
(倉庫などとして使用していた建物は、対象となりません)
- 昭和56年5月31日以前に建設された住宅であること
- 除却工事に要する費用が30万円以上であること
- 原則、秩父別町空家等情報提供制度に3ヶ月以上登録があること。
ただし、物件の状況や近隣住民への影響が考えられる場合はこの限りではありません。

【補助を交付しない場合】

- 建替えを目的とした除却の場合
- 地方税等の公租公課を滞納している場合
- 除却工事に伴う必要な手続きを行わない場合
必要手続きの例:石綿(アスベスト)に係る事前調査結果等報告、建築工事に係る資材の再資源化に係る届出、家屋異動届

【補助金額】

- 除却工事費用の2分の1(1,000円未満は切り捨て)、上限100万円
- 次の費用は、補助対象の除却工事費用に含みません。
上下水道・浄化槽設備等の撤去・廃棄費用、建物内残置物の撤去・廃棄費用、敷地の盛土・整地・舗装費用、車庫・物置・倉庫・柵・塀・立木等の付属物の撤去・廃棄費用、アスベスト調査費、登記費用・官公庁申請等の費用

※ その他詳細は、交付要綱をご確認ください。



【お問い合わせ先】

秩父別町企画課企画・まちづくり係
☎0164-33-2111

秩父別町住宅等除却費補助金 交付決定までの流れ

事前相談

補助金の申込みについて、事前にご相談ください。

※ 税務、水道係にも相談してください

交付認定申請

除却工事の**14日前**または**令和7年12月26日**までに
交付認定申請をしてください。

【必要書類】秩父別町住宅等除却費補助金交付認定申請書、位置図・配置図、工事見積書、解体工事施工業者の建設業許可通知書の写し、外観写真(2面以上)、同意書・誓約書、所有権を証明できる書類の写し(登記事項証明書、固定資産税課税明細書の写し等)、住民票(町外の方)、住民税の滞納がないことを証する書類(町外の方)、委任状(所有者等でない方)

除却工事

交付認定申請書等を受理した後、書類審査・現地調査を行い、「秩父別町住宅等除却費補助金交付認定(不認定)通知書」を送付します。除却工事は、この交付認定を受けた後に開始してください。

交付申請

除却工事完了から**30日以内**または**令和8年2月28日**までに
交付申請をしてください。

【必要書類】秩父別町住宅等除却費補助金交付申請書、請求書の写し、領収書の写し、工事写真(竣工後の写真)、**石綿(アスベスト)に係る事前調査結果等報告の写し**

必要な手続きがされていないときは
補助金を交付できません！！

補助金交付

交付申請書等を受理した後、書類審査・現地調査・**必要な手続きの履行状況確認**を行い、「秩父別町住宅等除却費補助金交付(不交付)決定通知書」を送付します。補助金は、交付決定後、2週間程度で指定された口座に入金します。

※ 除却後の空き地は、適切に管理してください。

※ 住宅の登記がある場合は除却後に滅失登記を行ってください。